

教科書・専門書部会，技術啓発書部会 運営要綱

(役 割)

第1条 教科書・専門書部会と技術啓発書部会は、出版事業委員会の諮問に応じ、前者は教科書と専門書を、後者は、一般技術書、啓発書に関する企画・立案を行う。

(審議事項)

第2条 部会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 教科書，専門書および一般技術書，啓発書の出版に関する基本的事項
- (2) 教科書，専門書および一般技術書，啓発書の新刊の企画
- (3) 教科書，専門書および一般技術書，啓発書の重版、改訂、廃刊等に関する事項

(構 成)

第3条 部会の構成は次による。

主 査	1名
副主査	2名程度
委 員	10名程度

主査、副主査、委員については、出版事業委員会委員長の承認を得る。委嘱は会長名で行う。

また、必要に応じ委員の中から、幹事、幹事補を選任することができる。

2. 主査が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任 期)

第4条 主査、副主査、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(招 集)

第5条 部会は主査が招集し、事務局が関係者に通知する。

(事 務)

第6条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の作成など委員会に必要な準備を行う。
3. 議事録は事務局が作成し、次回の委員会で確認後、別に定める期間保管する。

(付則)

1. 本運営要綱は平成10年11月12日、理事会において承認・制定。即日施行。
2. 平成14年1月22日、出版事業委員会において一部改正。
3. 平成16年10月14日、出版事業委員会において一部改正。